

# 建築士事務所の開設について

問い合わせ先及び提出先  
 一般社団法人石川県建築士事務所協会  
 〒921-8036 金沢市弥生2丁目1番23号  
 石川県建設総合センタ5階  
 電話 076-244-5152(直通)  
<http://www.ishi-kjk.com/>

建築士等は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理を行うことを業とする場合は、建築士法の規定により建築士事務所の登録を受けることが必要であり、無登録で業務を行うことは禁止されています。

建築士事務所を開設して設計等の業務を行う方は、その社会的責任の重大性を認識し、以下に掲げる事項について十分留意して建築士法の遵守、励行に努めてください。

## 1. 建築士事務所の登録 (建築士法第23条)

- (1) 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を業としようとするときは、それぞれ一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所を定め、その建築士事務所について知事の登録を受けなければなりません。
- (2) 一級建築士、二級建築士又は木造建築士を使用して、他人の求めに応じ報酬を得て、設計等を行うことを業としようとするときも同様です。

※ 設計等とは、建築物の設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築に関する法令若しくは条例に基づく手続きの代理をいいます。

## 2. 登録申請の方法 (建築士法第23条の2)

建築士事務所の登録を受けようとする方は、次の表の建築士事務所登録申請書類及び添付書類を添えて正副各々一部を提出してください。

### (1) 新規・更新建築士事務所の登録申請をする場合

書 類 の 名 称		法人申請	個人申請	提出部数 (正・副1部ずつ)
登 録 申 請 書 類	①登録申請書 第五号書式 (第一面)	○	○	2部
	②所属建築士名簿 (第二面)	○	○	2部
	③役員名簿 (第三面)	○	×	2部
	④業務概要書 第六号様式 (添付書類イ) 【更新のみ】	○	○	2部
	⑤略歴書 (登録申請者・管理建築士) (添付書類ロ)	○	○	2部
	⑥誓約書 (添付書類ハ)	○	○	2部
添 付 書 類	⑦定款の写し	○	×	2部
	⑧建築士事務所の写真 (全景・内部) 【新規のみ】	○	○	2部
	⑧建築士事務所の現行の標識の写真 【更新のみ】	○	○	2部
	⑨管理建築士講習の修了証の写し	○	○	2部
	⑩管理建築士の建築士免許証の写し	○	○	2部
⑪現在事項全部証明書 (商業登記簿謄本) 3か月以内のもの		○	×	2部
登録手数料 (窓口で現金支払もしくは振込) 一級・二級・木造すべて <b>24,000円</b>				

- ※ 法人登録の場合、登録申請者名は次のいずれかとしてください。
  - ① 原則として、商法で規定された代表権を有する代表者名で申請する。
  - ② ただし、支店長等が上記の代表者より、業務を執行する権利を委任されている場合は、その者の役職名で申請することができる。なお、この場合は委任状等の写しを添付する。

※ 管理建築士については次の書類を提出してください。  
国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う管理建築士講習の課程を修了したことを証する書類（修了証）の写し

(2) 更新の登録申請をする場合

登録の有効期間満了後も引き続き建築士事務所を営もうとする方は、**5年間の有効期間満了の日の30日前までに、新規登録申請に準じて申請書を提出してください。**

（一社）石川県建築士事務所協会では**満了日の2か月前から**受付けております。

なお更新の手続きをしない場合は、登録が抹消されます。

**3. 変更届の提出** (建築士法第23条の5)

建築士事務所の開設者は、次の表の登録変更事項の欄に掲げる事項に変更があった場合は、**2週間以内（但し所属建築士は3か月以内）**に、建築士事務所登録事項変更届に以下の書類を添付し、正副各々一部を提出してください。

変更事項 書類名称	建築士事務所の名称	建築士事務所の所在地	管理建築士	開設者		の法人の場合 役員		所属建築士	提出部数 (正・副1部ずつ)
				法人の場合	個人の場合	増員	減員		
①建築士事務所登録事項変更届	○	○	○	○	廃業届	○	○	○	2部
②役員名簿 (別添1)				○		○	○		2部
③所属建築士変更事項 (別添2)			○					○	2部
④登録申請者の略歴書				○					2部
⑤管理建築士の略歴書			○						2部
⑥誓約書				○		○			2部
⑦管理建築士の建築士免許証の写し			○						2部
⑧現在事項全部証明書 (商業登記簿謄本) ※法人の場合のみ	○	○		○		○	○		2部
⑨管理建築士講習の修了証の写し			○						2部
⑩建築士事務所の写真 (全景・内部)		○							2部

※ 次の一つに該当する場合は廃業届と同時に新規登録申請が必要です。

- ① 登録区分 (個人←→法人、一級←→二級←→木造) を変更したとき
- ② 個人の事務所の開設者を変更する場合

※ 改姓等による氏名の変更の場合は、法人の開設者及び役員は現在事項全部証明書、個人は戸籍抄

本、管理建築士及び所属建築士は、氏名変更後の建築士免許証（写）を添付して提出してください。

- ※ 所属建築士の級が変更した場合は変更届が必要です。（建築士免許証（写）を添付）
- ※ 現在事項全部証明書は **3か月以内**の原本を添付し、副本はコピーを添付してください。

#### 4. 廃業の届出 （建築士法第23条の7）

建築士事務所の登録を受けた者が、次の①～⑥までの一つに該当することとなった場合、それぞれに掲げる方は、**30日以内に建築士事務所廃業の届出を正副各々一部提出してください。**

- ① 建築士事務所の業務を廃止したときは、開設者であった方（他都道府県への移転を含む）
- ② 建築士事務所の開設者が死亡したときは、その相続人
- ③ 建築士事務所の開設者が破産したときは、その破産管財人
- ④ 法人が合併により解散したときは、その法人を代表する役員であった方
- ⑤ 法人が合併又は破産以外の事由により解散したときは、その清算人
- ⑥ 登録区分（個人 $\longleftrightarrow$ 法人、一級 $\longleftrightarrow$ 二級 $\longleftrightarrow$ 木造）を変更したときは、開設者であった方

※ 保管している「登録通知書」及び「登録申請書副本」を添付（返却）してください。

（上記書類をお持ちでない場合、理由書の記入をお願いしておりますので、お問合せください。）

#### 5. 講習の受講 （建築士法第22条、第22条の2）

建築士は、業務に関し必要な知識及び技能の維持向上を図るため、講習の受講に努めなければなりません。

##### ■管理建築士講習（士法第24条第2項）

管理建築士となるには、建築士として3年以上の設計その他の国土交通省令で定める業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う管理建築士講習の課程を修了することとされております。

##### ■定期講習（一級建築士、二級建築士、木造建築士）（士法第22条の2）

建築士事務所に属する建築士は、3年ごとの建築士定期講習が義務付けられており、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う建築士定期講習の課程を修了することとされております。

#### 6. 登録申請者の資格 （建築士法第23条の4）

次の一つに該当する者は、登録を拒否される場合があります。

- ① 破産開始の手續きを受けて復権を得ない者。
- ② 建築士事務所について登録を取消されてから5年を経過しない者（法人である場合においては、取消の日において役員であった者でその取消の日から5年を経過しない者を含む。）

- ③ 建築士事務所を管理する専任の建築士を欠く者
- ④ 建築士事務所を管理する建築士が所定の講習の課程を修了していない者
- ⑤ 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消されてから5年を経過しない者
- ⑥ 禁錮以上の刑に処せられた者、建築士法に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者
- ⑦ 建築士事務所について閉鎖命令を受け、その期間が満了しない者（法人である場合においては、命令の原因となった事実があった日以前1年内において役員であった者でその期間が満了しない者を含む。）
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ⑨ その他法令の定めによって登録を拒否される場合

#### 7. 設計等の業務に関する報告 （建築士法第23条の6）

建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、次に掲げる事項を記載した設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後3月以内に、一般社団法人石川県建築士事務所協会を經由し知事に提出しなければなりません。

- ① 建築士事務所の業務の実績概要
- ② 所属建築士の氏名、登録番号、管理建築士の別、定期講習受講歴、構造／設備設計一級建築士の別
- ③ 所属建築士の業務実績（その建築士が所属する建築士事務所の業務に限る。）
- ④ 建築士法第24条に基づいて、管理建築士が建築士事務所の開設者に対し、技術的観点から述べられた意見の概要（開設者が個人であり、開設者と管理建築士が同一の者である場合は不要。）

#### 8. 建築士事務所の管理建築士 （建築士法第24条）

(1) 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の開設者は、それぞれ建築士事務所を管理する専任の一級建築士、二級建築士又は木造建築士を置かなければなりません。

※ 管理建築士が不在になった場合は、ただちに業務を停止し、30日以内に廃業等の届出を提出しなければなりません。

他の建築士事務所、会社等に勤務している方は管理建築士にはなれません。また、建築士の名義借り、名義貸しは建築士法違反です。

(2) 管理建築士は、その建築士業務に係る技術的事項を総括し、開設者に対し、技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見を述べることになっています。

(3) 管理建築士となるには、建築士と3年以上の設計その他国土交通省令で定める業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う管理建築士講習の課程を修了しなければなりません。

ばなりません。

## 9. 帳簿の備え付け等及び図書の保存

(建築士法第24条の4)

(1) 建築士事務所の開設者は、その業務に関する事項で以下に掲げるものを記載した帳簿を備えなければなりません。

- ① 契約年月日
- ② 契約の相手方の氏名又は名称
- ③ 業務の種類及びその概要
  - イ) 建築物の工事の種類
  - ロ) 建築物の名称、規模、構造、用途
  - ハ) 作成した設計図書の種類
  - ニ) その他
- ④ 業務の終了の年月日  
(設計の場合は、設計図書の引渡しの年月日、工事監理報告書の提出年月日)
- ⑤ 報酬の額
- ⑥ 業務に従事した建築士ならびに建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者の氏名
- ⑦ 業務の一部を委託した場合にあっては、当該委託に係る業務の概要ならびに受託者の氏名又は名称及び住所
- ⑧ 管理建築士から開設者に対し、技術的観点からその業務が円滑かつ適正に行われるよう必要な意見が述べられたときは、当該意見の概要

(2) 帳簿は、各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後15年間保存しなければなりません。

(3) 建築士事務所の開設者は、次の業務に関する図書を15年間保存しなければなりません。

- ① 配置図、各階平面図、2面以上の立体図及び断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図
- ② 以下の構造計算書等
  - ア 保有水平耐力計算、限界耐力計算、許容応力度等計算などの構造計算書
  - イ 仕様規定の適用除外のただし書で必要な構造計算、燃えしろ設計に係る構造計算等の構造の安全性を確認するために行った構造計算の計算書
  - ウ 壁量計算、四分割法の計算、N値計算に係る図書
- ③ 工事監理報告書

※保存図書を随時取り出せるように台帳等の整備をすること。

10. 標識の掲示

(建築士法第24条の5)

建築士事務所の開設者は、その建築士事務所において、公衆の見易い場所に次の標識を掲げなければなりません。

建築士事務所名称		25 cm以上
登 録	一級 二級 建築士事務所 木造  石川県知事登録第 号	
開 設 者	[個人の場合] 氏 名 [法人の場合] 法 人 名 代表取締役又は取締役 氏 名	
管 理 建 築 士	一級 二級 建築士 氏 名 木造	
登録の有効期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
40 cm以上		

11. 書類の閲覧

(建築士法第24条の6)

建築士事務所の開設者は、建築士事務所の実績、所属建築士の業務実績、設計等の業務で生じた損害を賠償するための保険契約等の措置を記載した書類（措置を講じている場合に限る。）、管理建築士の実務経験等を記載した書類を備え置き、建築主（建築主になろうとする者を含む。）の求めに応じ閲覧させなければなりません。

これは、設計等を委託しようとする建築主が、適切に建築士事務所を選択ができるようにするものです。

書類は、事業年度毎に、事業年度経過後3月以内に作成したうえ、遅滞なく備え置かなければなりません。また、備え置いた日から起算して3年を経過するまでの間、営業時間中は閲覧させなければなりません。

12. 書面による契約の義務

(建築士法第22条の3の3)

設計受託契約または工事監理受託契約の当事者は、延べ面積が300㎡を超える建築物の新築、増築等に係る設計・工事監理受託の契約を締結する場合は、設計受託契約にあったては作成する設計図書の種類、工事監理受託契約にあつては工事と設計図書との照合の方法等の必要事項を記入した書面に署名または記名押印したものを相互に交付しなければなりません。

### 13. 書面の交付 (建築士法第24条の8)

建築士事務所の開設者は、設計または工事監理の委託を受けたときは、契約内容を明らかにした書面を交付することが義務づけられています。※設計・工事監理の契約前に、建築主に対して行う重要事項説明とは異なりますのでご注意ください。

### 14. 業務の執行 (建築士法第2条の2・第18条・第20条)

- ◇ 建築士の方は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、建築物の質の向上に寄与するように、公正かつ誠実にその業務を行わなければなりません。
- ◇ 建築士の方は、設計を行う場合、これを法令又は条例の定める建築物に関する基準に適合するようにし、その設計図書に建築士たる表示をして記名捺印しなければなりません。
- ◇ 建築士の方は、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合は、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない。
- ◇ 建築士の方は、工事監理を行う場合において、工事が設計図書のとおり実施されていないと認めるときは、直ちに工事施工者に注意を与え、もし工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告しなければなりません。
- ◇ 建築士の方は、工事監理が終了したときは、その結果を文書（工事監理報告書）で建築主に報告しなければなりません。
- ◇ 高度な専門能力を必要とする一定の建築物の構造設計、設備設計に関し構造設計一級建築士、設備設計一級建築士の関与（自ら設計する、または、法適合確認を行う）が必要になります。建築士法及び関係法規ではいろいろの事項を定めていますので、違反の無いように注意してください。

### 15. その他

#### (1) 建築士事務所登録に係る申請用紙の備え付け（販売）場所について

建築士事務所の登録申請書については、建築士法施行規則に定める書式により自ら作成して申請することもできますが、本県では（一社）石川県建築士事務所協会販売しております。

#### (2) 建築士事務所に装備しておくものについて

建築士事務所に備えておくべきもの、備えておいた方が良いものを別添の装備品チェックリストにまとめてありますのでご確認ください。

#### (3) 建築士の住所等変更届

建築士事務所登録には直接関係ありませんが、建築士の方が勤務先や住所等を変更した場合には、30日以内に（一社）石川県建築士会へ建築士住所等の届出が必要となります。

平成27年6月25日改訂

令和2年3月 1日改訂

令和7年2月28日改訂

